

労働基準関係法令違反に係る公表事案

奈良労働局

最終更新日：令和7年1月31日

| 企業・事業場名称 | 所在地 | 公表日 | 違反法条 | 事案概要 | その他参考事項 |
|----------------|----------|----------|-------------------------------|--|------------|
| (有)高田交通 | 奈良県大和高田市 | R6.2.6 | 労働基準法第106条 | 就業規則を常時作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること等により労働者に周知させていなかったもの | R6.2.6送検 |
| (株)下田原防災整備センター | 奈良県生駒郡 | R6.2.22 | 最低賃金法第4条 | 労働者5名に3か月分の定期賃金約113万円を支払わなかったもの | R6.2.22送検 |
| 吉信架設 | 奈良県橿原市 | R6.3.18 | 最低賃金法第4条 | 労働者1名に2か月分の定期賃金を支払わなかったもの | R6.3.18送検 |
| 辻庄商事(株) | 滋賀県草津市 | R6.4.18 | 労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第361条 | 掘削溝で作業を行わせるにあたり、土止め支保工を設ける等の土砂崩壊防止措置を講じていなかったもの | R6.4.18送検 |
| 山口地質調査工業 | 奈良県大和高田市 | R6.6.13 | 労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第101条 | ポーリングマシンの運転作業を行わせるにあたり、回転軸に覆い、囲い、スリーブ等を設けなかったもの | R6.6.13送検 |
| 葛城金属工業(株) | 奈良県葛城市 | R6.8.9 | 労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条 | フォークリフトの無資格運転を行わせたこと | R6.8.9送検 |
| 吉森ホイル(株) | 奈良県五條市 | R6.10.25 | 労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第101条 | 紙の断裁機から排出される不良品の回収作業を行わせるにあたり、ローラー及びベルトに覆い等を設けなかったもの | R6.10.25送検 |
| はやて警備保障 | 奈良県御所市 | R6.11.7 | 労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条 | 4日以上の上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったもの | R6.11.7送検 |
| 高岡歯科医院 | 奈良県橿原市 | R6.11.25 | 最低賃金法第4条 労働基準法第15条 | 労働者1名に1か月分の定期賃金を支払わず、労働条件の書面明示も行わなかったもの | R6.11.25送検 |